

第1号議案

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成24年5月定例会に提出される次の議案については、異議がないものとする。

平成24年5月16日

大阪府教育委員会

○事件議決案

大阪府立高等学校の授業料等支払請求に関する調停に代わる決定の件

○条例案

- 1 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 2 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	大阪府立高等学校の授業料等支払請求に関する調停に代わる決定の件	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立高等学校全日制課程へ平成18年4月1日に入学し、平成21年3月1日付けで卒業したが、度重なる催告にもかかわらず、平成18年度第2期分から平成20年度第4期分の授業料及び平成20年度分の空調使用料を滞納し、現在に至るも支払わないため、平成24年1月4日に支払督促の申立てを行ったところ、督促異議の申立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行した。 ・平成24年4月20日の第1回口頭弁論において、被告は、原告に対する授業料等の支払請求額の金377,780円については債務を認めたが、自身の資力等から一括納付はできないため、毎月5,000円の分割納付を求めた。 ・については、被告が求める分割納付について、簡易裁判所から民事調停法第17条の調停に代わる決定が出されたため、被告の資力等を踏まえ、やむを得ないと判断し、裁判所が行った決定に対して、同法第18条第1項の異議の申立てを行わないとするものである。

○条例案

番号	件名	概要
1	府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>児童手当法の改正に伴い、規定の整備（条ずれ是正）を行うもの。</p> <p>〔施行期日〕 公布の日</p>
2	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件	<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校医等の公務災害に係る補償基礎額を改定するもの。</p> <p>〔施行期日〕 公布の日</p>

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員企画課

■改正の理由

- ・大阪市については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づき、児童手当に関する認定事務等であって、大阪市が設置する学校の職員（府費負担教職員に限る。）に係るものを大阪市が処理することとするため、条例の規定を設けているところである。
- ・今般、児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）が、平成 24 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、規定整備を行うものである。

【参考】児童手当法改正の概要

- ①平成 24 年度の児童に対する手当の支給は「子ども手当」ではなく「児童手当」により行うものとする。
- ②旧児童手当法に平成 23 年度子ども手当特別措置法に規定した事項を盛り込む。
- ③子ども手当の申請期限等について、平成 24 年 9 月 30 日まで延長する。

※法改正のうち条例改正に関連する条項

- ・法第 7 条（認定）：
受給資格者に「施設受給資格者（里親等）」（第 2 項関係）を追加し、「一般受給資格者（保護者等）」（第 1 項関係）と区分。
（平成 23 年度子ども手当特別措置法に規定されている内容を児童手当法に反映するための改正）
- ・法第 17 条（公務員に関する特例）：
申請者が府費負担教職員の場合、児童手当の認定（第 7 条）及び支給（第 8 条）を行う者を「都道府県の長又はその委任を受けた者」と読み替える規定を置いているが、第 7 条第 2 項が追加されたことにより条ずれ（旧第 2 項→新第 3 項）が発生したため、修正を行っている。

■改正の内容

- ・児童手当法第 7 条及び第 17 条の改正に伴い、条例第 4 条の改正を行う。
第 4 条第 1 号中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

■施行期日

公布の日

■政策アセスメント・制度間調整

大阪市と条例の改正について調整済

大阪府条例第 号

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四条（略）</p> <p>一 法第十七条第一項又は第二項の規定によつて読み替えられ、又は準用される法第七条第一項及び第三項の規定による受給資格及び児童手当の額の認定に関する事務</p> <p>二・三（略）</p>	<p>第四条（略）</p> <p>一 法第十七条第一項又は第二項の規定によつて読み替えられ、又は準用される法第七条第一項及び第二項の規定による受給資格及び児童手当の額の認定に関する事務</p> <p>二・三（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員人事課

■改正の理由

・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号。平成 24 年 2 月 29 日公布、同年 3 月 1 日施行）により医療職俸給表（二）が改定されるとともに、医療職俸給表（一）及び（二）の特例が設けられたことに伴い、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 65 号。平成 24 年 3 月 28 日公布、同年 4 月 1 日施行）により学校医等に係る補償基礎額が引き下げられたため、当該補償基礎額に関し、所要の改正を行う。

・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、公務災害補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定めることとされている。

■改正の内容

・学校医等の公務災害補償の基礎となる補償基礎額を改定する。（別表関係）

■施行期日

・公布の日

■適用区分

・改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の補償の補償基礎額については、なお従前の例による。（附則第 2 項関係）

■政策アセスメント・制度間調整

・財政課と本件改正について調整済み

大阪府条例第 号

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																											
<p>(委任) 第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、大阪府教育委員会規則で定める。</p>		<p>(委任) 第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、大阪府教育委員会規則で定める。</p>																																											
<p>別表（第三条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数</th> <th>学校医及び学校歯科医の補償基礎額</th> <th>学校薬剤師の補償基礎額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五年未満</td> <td>五、六〇円</td> <td>四、二四三</td> </tr> <tr> <td>五年以上一〇年未満</td> <td>七、三二〇円</td> <td>四、九二六</td> </tr> <tr> <td>一〇年以上一五年未満</td> <td>八、六七〇円</td> <td>五、八六三</td> </tr> <tr> <td>一五年以上二〇年未満</td> <td>九、六一〇円</td> <td>六、八〇一</td> </tr> <tr> <td>二〇年以上二五年未満</td> <td>一〇、〇一〇円</td> <td>七、七三九</td> </tr> <tr> <td>二五年以上</td> <td>一一、一一〇円</td> <td>八、六七八</td> </tr> </tbody> </table>		医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	学校薬剤師の補償基礎額	五年未満	五、六〇円	四、二四三	五年以上一〇年未満	七、三二〇円	四、九二六	一〇年以上一五年未満	八、六七〇円	五、八六三	一五年以上二〇年未満	九、六一〇円	六、八〇一	二〇年以上二五年未満	一〇、〇一〇円	七、七三九	二五年以上	一一、一一〇円	八、六七八	<p>別表（第三条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数</th> <th>学校医及び学校歯科医の補償基礎額</th> <th>学校薬剤師の補償基礎額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五年未満</td> <td>五、九〇円</td> <td>四、四四五</td> </tr> <tr> <td>五年以上一〇年未満</td> <td>七、七二〇円</td> <td>五、三〇三</td> </tr> <tr> <td>一〇年以上一五年未満</td> <td>九、四〇〇円</td> <td>六、一五三</td> </tr> <tr> <td>一五年以上二〇年未満</td> <td>一一、〇一〇円</td> <td>七、〇〇四</td> </tr> <tr> <td>二〇年以上二五年未満</td> <td>一二、六一〇円</td> <td>七、八五四</td> </tr> <tr> <td>二五年以上</td> <td>一四、二一〇円</td> <td>八、七〇二</td> </tr> </tbody> </table>		医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	学校薬剤師の補償基礎額	五年未満	五、九〇円	四、四四五	五年以上一〇年未満	七、七二〇円	五、三〇三	一〇年以上一五年未満	九、四〇〇円	六、一五三	一五年以上二〇年未満	一一、〇一〇円	七、〇〇四	二〇年以上二五年未満	一二、六一〇円	七、八五四	二五年以上	一四、二一〇円	八、七〇二
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	学校薬剤師の補償基礎額																																											
五年未満	五、六〇円	四、二四三																																											
五年以上一〇年未満	七、三二〇円	四、九二六																																											
一〇年以上一五年未満	八、六七〇円	五、八六三																																											
一五年以上二〇年未満	九、六一〇円	六、八〇一																																											
二〇年以上二五年未満	一〇、〇一〇円	七、七三九																																											
二五年以上	一一、一一〇円	八、六七八																																											
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	学校薬剤師の補償基礎額																																											
五年未満	五、九〇円	四、四四五																																											
五年以上一〇年未満	七、七二〇円	五、三〇三																																											
一〇年以上一五年未満	九、四〇〇円	六、一五三																																											
一五年以上二〇年未満	一一、〇一〇円	七、〇〇四																																											
二〇年以上二五年未満	一二、六一〇円	七、八五四																																											
二五年以上	一四、二一〇円	八、七〇二																																											

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。